

ながのけん **暮らし** **得** **情報** 冬号 marutoku

内  
容

- 後払い決済サービスをご利用時の注意点
- 高齢者が巻き込まれる消費者トラブル
- 電源プラグ・電源コード・コンセントの事故に気をつけましょう
- 増える「特殊詐欺」の被害
- 長野県からのお知らせ

## 後払い決済サービスをご利用時の注意点

～商品が届いた後に支払えるからといって安心せず、契約条件を十分に確認しましょう～

インターネット通販における便利な決済手段として「後払い決済サービス（クレジットカード等を用いず、2か月以内での後払いができるサービス）」が利用されています。

代表的なものに「コンビニ後払い」があります。

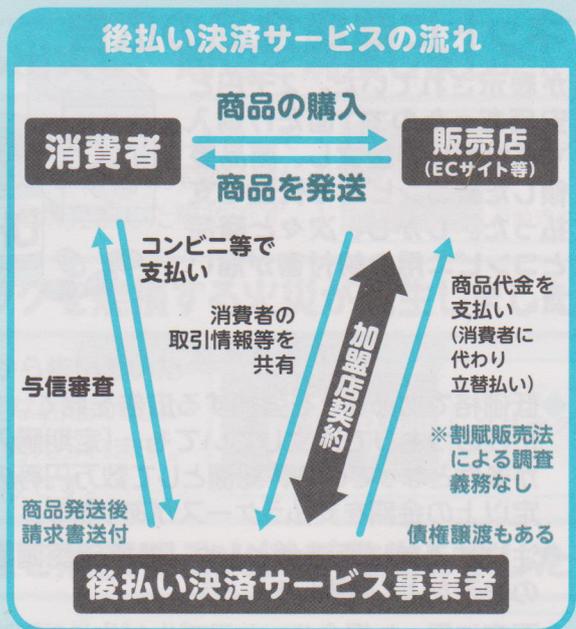
定期購入でもよく利用されていて、近年はさらに利用できる業種、場面が広がっています。

後払い決済サービスは商品が手元に届いた後で支払うことができることに加え、クレジットカード番号等を販売業者に伝えずに決済できるため、気軽に利用できることに大きなメリットがあります。

その反面、後払い決済サービスでは、割賦販売法の規制を受けないため、販売店の調査義務がなく、クレジットカード会社などが加盟店契約しないような、問題のある販売店でも利用できるようになっています。

「届いた後に払えるから安心」せず、契約前には表示や料金、契約条件などをしっかり確認し、契約するか慎重に検討しましょう。

なお、未払いを放置すると、信用情報にキズがつき、コンビニ後払いサービスを使えなくなる場合があります。



### トラブルにあわないためには？

- 申し込む前に、料金や契約条件を確認！
- 申し込み時の最終確認画面はスクリーンショットをとる



(消費者庁イラスト集より)

### 申し込む前に確認する5つの

POINT



チェック！

- ① 料金詳細** → 「お試し価格」「特別価格」には、解約したときの差額請求、購入必要回数などの条件が、どこかに記載されていないか。支払総額はいくらか、定期購入かどうかを確認する。
- ② 契約期間** → 契約継続期間が決められていたり、解約可能時期に制限はないか。
- ③ 購入回数** → 1回だけの購入が可能か、それとも複数回の購入が義務づけられていないか。
- ④ 返品・解約方法** → 解約や返品は可能か。返品の際の送料負担者は誰か。連絡方法は、電話、メールいずれか。
- ⑤ 定期解約条件** → 継続購入が条件の場合、解約できる時期、解約方法は明確に記載されているか。

(出典：日本後払い決済サービス協会HP)



アンケート  
ご協力をお願い

今後の紙面作成の参考のため、  
アンケートに御回答願います。

くらしまる得情報 (令和7年冬号)

読者アンケート▶



# 高齢者が巻き込まれる 消費者トラブル



令和6年度県内で契約当事者が65歳以上の消費生活相談件数は4,873件で、全相談件数の35.5%を占めています。  
(全国では304,130件全相談数の38.6% 国民生活センター調査) 高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルを紹介します。

## 事例1 健康食品の定期購入に注意

### ネットに健康食品の広告

が表示されていた。2千円と安価だったので1回だけ購入するつもりで注文し、商品受領した後コンビニで代金を支払った。しかし、次々と商品とコンビニ用の納付書が届いた。



#### アドバイス

- ◆ 低価格であることを強調する広告を見て、1回だけのつもりで注文していても、「定期購入」が条件となっていて、総額として数万円等の想定以上の金額を支払うケースがあります。
- ◆ 注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- ◆ 不安に思った場合や、トラブルが生じたときはすぐに消費生活センターにご相談ください。

## 事例2 強引な訪問購入に注意

### 「どんなものでも買い取ります」

と電話があり、洋服の訪問買取を了承した。訪問してきた者から突然「貴金属はないか」と強く言われ、怖くなって、ネックレスを探して渡してしまった。買取金額は5千円だった。



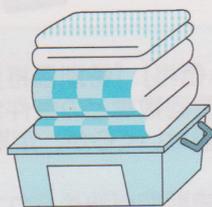
#### アドバイス

- ◆ 訪問購入しようとする業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。
- ◆ 前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない場合はきっぱり断りましょう。
- ◆ 1人では対応しないようにしましょう。
- ◆ 訪問購入は条件を満たせばクーリング・オフができます。すぐに消費生活センターにご相談ください。

## 事例3 強引な布団の訪問販売に注意

### 突然「布団を見せてほしい」

と業者が訪問、家に上がり「汚れがひどく体に悪い」と言い、新しい布団の購入をしつこく勧誘してきた。根負けし、40万円のクレジット払いの契約をしてしまった。



#### アドバイス

- ◆ ドアを開ける前に要件を確認し、必要がなければきっぱり断り、事業者を中に入れないことが大切です。
- ◆ 1人では対応しないようにしましょう。
- ◆ 家族や周囲の人も、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、不要な品物や契約書がないか気を配りましょう。
- ◆ クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。すぐに消費生活センターにご相談ください。

## 事例4 サポートサービス契約のトラブルに注意

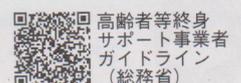
### 折込チラシを見て、

高齢者の生活支援をする事業者と契約した。勧誘時には190万円以外にお金はいらないと言われていた。ところが、サービスを利用するたびに代金を請求されている。



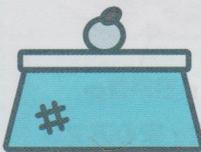
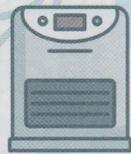
#### アドバイス

- ◆ 高齢者の身元保証、日常生活の支援、死後事務などを行う「高齢者等終身サポートサービス」は、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系などが様々です。契約する前に、サービス内容や支払総額、解約条件等をよく確認しましょう。国の「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」のチェックリストを参考にするとよいでしょう。
- ◆ 困ったときはすぐに消費生活センターにご相談ください。





# 電源プラグ・電源コード・コンセントの事故に気をつけましょう



冬に入り、こたつや電気ストーブ、電気鍋等の消費電力が大きい電化製品を使う機会が増えてきます。直火を使う石油ストーブや卓上ガスコンロに比べて火災の危険性が低いと思われがちですが、使い方を誤ると出火する恐れがあり、取扱いに注意する必要があります。

## 実際にあった事例 (独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) に報告のあった事例)

### 1 延長コードの差し込みプラグ付近から出火し、周辺を焼損しました。

延長コードの可動式プラグ付近でコードが曲げられた状態で使用されたことで、その部分に曲げ応力が加わり、両極の栓刃可動部付近が変形、破損等で異常発熱して焼損したものと考えられます。「電源プラグ」が変形して異常発熱した事故です。



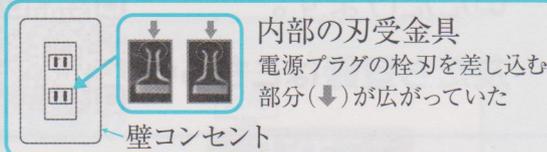
### 2 電気掃除機を使用中、電気掃除機のプラグを焼損する火災が発生しました。

日常的に電源コードを引っ張って電源プラグをコンセントから抜いていたことで、電源プラグのコードプロテクターに繰り返し過度な屈曲が加わり、芯線が断線し、スパークが生じ、焼損に至ったものと考えられます。電源プラグの根元の「電源コード」が断線して発火した事故です。



### 3 食器洗い乾燥機の電源プラグ部と周辺を焼損する火災が発生しました。

食器洗い乾燥機の電源プラグが接続されていた壁コンセントの刃受金具の間隔が広がっていたため、栓刃と刃受金具との間で接触不良が生じて発熱し、焼損に至ったものと考えられます。「コンセント」が緩んだ状態となったため接触不良が発生した事故です。

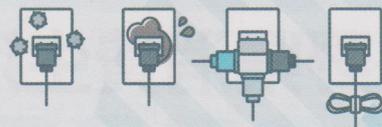


## 気をつけるポイント ~電源プラグ・電源コード・コンセントの事故を防ぐチェックポイント~

### ① 「電源プラグ」が破損・変形・変色等の異常がないか確認しましょう

電源プラグを踏みつけてしまったり、コンセントから電源コードを持って抜いたり、力任せに引き抜いたりすると、電源プラグの内部が破損する場合があります。

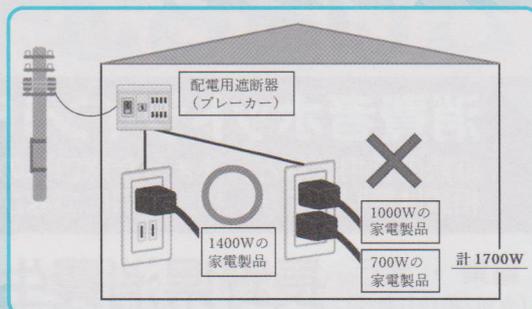
電源プラグが変形、焦げが認められる場合や電源プラグが異常に熱くなっている場合は、使用を中止し、メーカーや販売店に相談しましょう。



### ② 「電源プラグ」にほこりが溜まっていないか差し込んだ時にぐらつきがないか確認しましょう

電源プラグを差し込んだままにすると、コンセントとの間にほこりや水分が付着して発火する場合があります。定期的に掃除しましょう。掃除の際は、必ずコンセントや電源タップから差し込みプラグを抜いて、乾拭きでほこり等の汚れを取り除いてください。アルコールスプレー等の洗浄液を使うとショートする恐れがあります。

コンセントを差し込んだ時にぐらつきがあると接触が悪くなっていて異常発熱する場合があります。

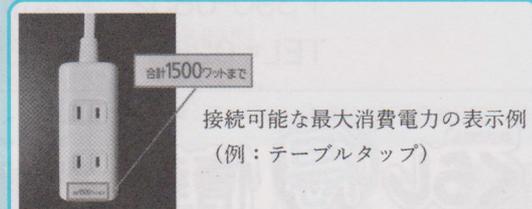


### ③ 「電源コード」に破損・硬化・変色等の異常がないか確認しましょう

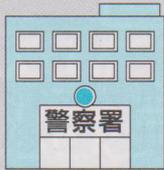
電源コードを折り曲げる、踏みつける、引っ張ったりすると、電源コードの芯線が断線して、異常発熱や発火する恐れがあります。電源プラグを外す際はコードではなくプラグを持って抜き差ししましょう。

### ④ 「コンセントやタップ」に接続可能な最大消費電力を超えていないか確認しましょう

コンセントやテーブルタップなどには接続可能な最大消費電力が定められています。接続可能な最大電力は一般住宅の壁に設置してある2口コンセントは2口の合計で1500wが一般的であり、テーブルタップは本体に表示されています。



# 増える「特殊詐欺」の被害 ~警察官を名乗りLINEビデオへ誘導し、金銭をだまし取る事案が発生~



特殊詐欺（「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」など）は、県内では令和7年8月までで認知件数172件（前年同期比+30件）、被害額は8億7,746万円（+3億7,500万円）と増加しています。

最近では、警察官や検察官を装い、捜査目的として現金をだまし取る「ニセ警察官詐欺」が発生しています。



(消費者庁イラスト集より)



長野県警察  
安全・安心アプリ  
「ライポリス」

ダウンロード



## こんな事件が発生しています！

下4桁が0110で表示された番号から警察を名乗る電話があり、「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている疑いがある。警察へ出頭する必要があるが、LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」など言われ、ビデオ通話に誘導された。警察手帳を見せられ、口座を調査するから金銭を振り込むよう指示されたので、指示どおり金銭を振り込んでしまった。

→警察がLINEのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。警察からと思われる番号でも、所属や担当者名等を聞いた上でいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べた上で相談しましょう。(警察相談専用電話は「#9110」)



# 長野県からのお知らせ

しあわせ 信州

山々と育む すこやかな国

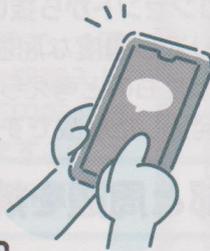
## LINEや最寄りの県合同庁舎からも相談ができます

### LINE 相談窓口

### 「消費生活相談@長野県」

LINEアプリからご相談いただけます。

友だち登録はこちら→



### 予約制

最寄りの県合同庁舎からオンライン(ZOOM)で御相談いただけます。

予約は長野県消費生活センター  
(☎0263-40-3660)へ

### 予約制

県庁と上田・飯田合同庁舎では定期的に出張相談を行います。(当面)

消費者トラブルでお困りのときは、  
**消費生活センターにご相談ください！**

**長野県消費生活センター** (松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階)

**☎0263-40-3660**

**消費者ホットライン188 (局番なし) でもご相談いただけます**

継続のご相談など、決まった窓口へのご相談は直通的番号へ電話してください。  
相談は無料ですが、相談窓口につながった時点から、通話料金が発生します。

長野県消費者被害防止啓発キャラクター

**もシカっち**



編集・発行 **長野県消費生活センター**

(令和7年12月発行)

〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4階

TEL : 0263-40-3660 E-mail : c-shohi@pref.nagano.lg.jp



はインターネットでもご覧いただけます。

長野県消費生活情報サイト

<https://www.nagano-shohi.net/>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

[長野県は「SDGs 未来都市」です]